

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 29 年 6 月 5 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県名古屋市中区大須4 - 1 0 - 3 2	
氏 名 大和ハウスリフォーム株式会社 中部支店	
支店長 久保 洋一郎	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 052-249-5621	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	大和ハウスリフォーム株式会社 中部支店
事業場の所在 地	愛知県名古屋市中区大須 4-10-32
計画期 間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	06 ：総合工事業
2 事業の規 模	元請完成工事高：174 億 3,030 万円
3 従業員 数	321 人（前年度の 3 月 31 日時点の従業員数）

④産業廃棄物の一連の処理の工程	増改築工事： がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託してR P F 燃料として再資源化 金属くず→再生処理業者に委託して金属原料として再資源化 ダンボール→再生処理業者に委託して紙原料として再資源化 紙→再生処理業者に委託してR P F として再資源化 ※上記の品目で1部再資源化不可のものは埋立あるいは単純焼却
-----------------	--

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
（管理体制図） 別紙1 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 梱包材を極力簡素化して現場納入を実施、及び梱包材の再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出 量	t	t

		(今後実施する予定の取組) 資材発注の精度を向上し、余剰材の低減化を図る
産業廃棄物の分別に関する事項		
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属くず、木くず、紙くず、ダンボール、石膏ボード、ガラス陶磁器くず等 5～7 品目に分別している。
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を継続し分別の精度向上を検討する

(第 3 面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t

		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	
	(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	t	t
	再生利用業者への 処理委託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準にしたがって処理委託基本契約の締結及び処理系統管理、マニフェスト発行などの管理を実施。 ・可能な限り優良認定業者や再生利用業者への処理委託を行い、最終埋立処分量の低減をはかる。 ・委託業者の選定基準により書類・現地審査を実施し、可否の判定を実施している。		

（第 5 面）

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理委託 量	t	t
	再生利用業者への 処理委託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t

		(今後実施する予定の取組) ・ 委託基準管理事項の継続 ・ 可能な限り優良認定処理業者を選定し再資源化率の向上を図る。 ・ 処理委託業者施設の定期現地確認を継続する。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

